

2004年2月2日

各位

株式会社 みずほ銀行

期日指定定期預金の期日前解約利息のお支払いについて

株式会社 みずほ銀行（頭取 工藤正）では、今般、期日指定定期預金（および同商品を組み込んだ積立定期預金・財形預金・総合口座（社員口））の期日前解約が行われた一部の取引において、期日前解約利息を過少にお支払いしていた事実が判明いたしました。預金規定上、期日指定定期預金の期日前解約時には、預入日から解約日までの日数に応じた期日前解約利率により、期日前解約利息を計算してお支払いすることとされておりますが、この期日前解約利率の計算に関して登録事務上の過誤により過少にお支払いしていたものです。

当行では、事態の判明以降、お客さまへの一刻も早いお支払いを行うべく、事実関係の確認、対象となるお取引の確定等を進めてまいりましたが、このたび、その全容が明らかになるとともに、正当な期日前解約利息との差額をお客さまへお支払いするための準備が整いましたので、ご報告いたします。

このような事態が生じ、お客さまおよび関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、ご迷惑をおかけいたしましたお客さまへのお支払い手続に誠心誠意対応させていただくとともに、このような事態が二度と起こらぬよう、再発防止に取り組んでまいります。

今回の調査により判明し、利息のお支払いをさせていただく対象口座の総数および利息の総額は以下のとおりです。（ ）

○支払対象口座総数 ： 70,502口座

○支払利息総額 ： 1,362,953円（税引前預金利息額）
（一口座あたり最大1,890円、最小1円、平均19円）

利息のお支払いの対象となるのは、旧富士銀行店舗の口座において、2002年4月1日以降に期日指定定期預金を預入いただいた（自動継続預入を含みます）お客さまのうち、2003年12月7日までの間に、預入期間6ヵ月以上1年未満で期日前解約を行ったお客さまです。

1. 概要

(1) 期日前解約利息計算の仕組み

- ・期日指定定期預金は、預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を満期日に指定できる定期預金ですが、預入日から1年未満の日に、この定期預金を解約する場合は期日前解約となり、預入日から解約日までの期間に応じた期日前解約利率により計算した利息をお支払いさせていただきます。

【期日前解約利率】

6ヵ月未満

解約日における普通預金の利率

6ヵ月以上1年未満

2年以上利率×40%

「2年以上利率」とは、この定期預金を2年以上預入した場合に適用される利率のことです。

(2)期日前解約利息額相違の具体的な内容

- ・ 2002年4月1日以降、旧富士銀行店舗の口座において、上記のうち 6ヵ月以上1年未満の期日前解約利率の登録が相違しており、当該利率を用いて計算した期日前解約利息のお支払いが過少となっていたことが判明したため、過少分についてお支払いさせていただくことにいたしました。

正：預入時の「2年以上利率」の4.0%

誤：預入時の「2年以上利率」の2.0%

- ・ 対象となるのは、旧富士銀行店舗の口座において2002年4月1日以降に期日指定定期預金を預入いただいた（自動継続預入を含みます）お客さまのうち、2003年12月7日までの間に、預入期間6ヵ月以上1年未満で期日前解約を行ったお客さまです。

2. 経緯

- ・ 2003年12月、行内での調査により、上記の期日前解約利率が相違していることを発見し、当該利率を適用して期日指定定期預金を解約したお客さまおよび対象取引を特定すべく、定期預金の取引明細の調査を実施いたしました。

3. 原因

- ・ 2002年4月におこなった期日前解約利率の登録事務処理の過誤により発生したのですが、登録内容の定期的点検等が不十分であったため、今回まで発見が遅れることとなりました。

4. 今後の対応

(1)お客さまへのお知らせ

- ・ 対象となりましたお客さまにつきましては、お詫びと利息お支払いに関するお手続きのご案内をさせていただき、速やかにお支払いさせていただきます。

(2)専用窓口の設置

- ・ 本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口を設置いたしました。

電話番号：0120-324-389（フリーダイヤル）

受付時間：2月11日（水）（祝日）までは、午前九時から午後七時まで（土・日・祝日も対応）

2月12日（木）以降は、午前九時から午後五時まで（土・日・祝日を除く）

以上